平成２３年（フ）第６４号
山梨県大月市賑岡町畑倉2272番地10
債務者　秋山あけみ
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
長野県須坂市大字日滝1199番地５　グリンビュー日滝Ｃ―301、住民票上の住所長野県上高井郡高山村大字牧1625番地４
債務者　内堀　雅子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
岐阜市下奈良３丁目18―19、住民票上の住所岐阜市南蝉１丁目155番地２
債務者　小林　知子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２３号
奈良市蘭生町1892番地
債務者　北分　　保
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４５３号
奈良県生駒市壱分町67番地114
債務者　パーソナルフィットネススタジオフィットヴィアこと　清水　辰生
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６６６号
広島市中区舟入本町15番20―301号　マキムラビル
債務者　的場　直也
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０００号
広島市西区己斐上４丁目４番57号
債務者　下川美登里
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２０号
広島県廿日市市阿品台西３番33―303号
債務者　藍野恵美子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５９号
広島市佐伯区五日市１丁目２番15―804号
債務者　和田　淳子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１７号
広島市西区田方３丁目909番地１―815
債務者　ケイズプランニングこと　伊藤　賢二
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５３号
愛媛県松山市吉藤５丁目20番29号
債務者　藤村　和男
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９４号
愛媛県松山市祝谷東町582番地４
債務者　大廻　徳仁
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１７号
愛媛県新居浜市久保田町２丁目４番21号
債務者　伊藤　明子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１１８号
愛媛県新居浜市松原町６番335号
債務者　早田　千里
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１１９号
愛媛県四国中央市寒川町4115番地３
債務者　立川しのぶ
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１２１号
愛媛県四国中央市三島中央４丁目８番５号高橋アパート２―南号
債務者　西森　敏博
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３４８号
高知市相生町７番14号
債務者　仙石　　昇
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
高知地方裁判所破産係